

續 知ってナットク!!

第36回

株式会社百五総合研究所 コンサルティング事業部
経営コンサルティンググループ 主任研究員

皆川 素一郎 =文

変わっていくのか、また事業主としてどのような対応が必要になるのかを解説します。

変わる 育児・介護休業法の改正について

【表2】個別の周知・意向確認の措置

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか <small>注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。</small>

出典:厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」より抜粋

【表1】育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

事業主は以下のいずれかの措置を講じなければならぬ(複数講じることが望ましい)。
①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

能になります。また、保育所に入所できない等の場合の1歳以降の育休延長開始日が柔軟化されます。

育児休業(以下、育休)は、子が1歳(一定の場合は最長で2歳)に達するまで、労働者からの申し出により取得できる休業で、全ての事業所で制度整備が求められています。

雇用保険の被保険者で受給要件を満たす場合は、育休開始から始前賃金の67%(育休開始から6ヶ月経過後は50%)を育児休業給付金として受け取れるため、育休中の賃金については無給扱いとしている企業が一般的です。また、要件に該当すれば、休業中の社会保険料が本人負担分・会社負担分とも免除されます。

「育児休業」とは

育児休業(以下、育休)は、子が1歳(一定の場合は最長で2歳)に達するまで、労働者からの申し出により取得できる休業で、全ての事業所で制度整備が求められています。

雇用保険の被保険者で受給要件を満たす場合は、育休開始から始前賃金の67%(育休開始から6ヶ月経過後は50%)を育児休業給付金として受け取れるため、育休中の賃金については無給扱いとしている企業が一般的です。また、要件に該当すれば、休業中の社会保険料が本人負

改正の背景は

厚生労働省が実施した「令和3年度雇用均等基本調査」によると、女性の育休取得率85.1%に対し、男性は13.97%であり、10年前の1%台に比べれば上昇しているとはいえ、まだまだ低い水準にとどまっています。

2022年4月から段階的に施行されている育児・介護休業法の改正では、特に男性の育休取得を促進する制度の充実を図り、男女が共に働きながら育児ができる社会の実現を目指しています。

2022年4月施行の改正内容

4月施行の改正では、育休を取得しやすい「雇用環境整備」と「個別の周知・意向確認」が義務付けられました。労働者が円滑に育休の申し出ができるよう、【表1】の「①研修の実施」「②相談窓口設置」「③育休取得事例の収集・提供」「④育休取得促進に関する方針の周知」の

うちいずれかの措置を講じる必要があります。本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対しては、上司や労務担当者が面談したり書面を交付したりするなどして、【表2】に

2022年10月施行の改正内容

4月施行の改正では、育休を取得しやすい「雇用環境整備」と「個別の周知・意向確認」が義務付けられました。労働者が円滑に育休の申し出ができるよう、【表1】の「①研修の実施」「②相談窓口設置」「③育休取得事例の収集・提供」「④育休取得促進に関する方針の周知」のうちいずれかの措置を講じる必要があります。本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対しては、上司や労務担当者が面談したり書面を交付したりするなどして、【表2】に

2022年10月施行の改正内容

10月施行の改正では、原則分割取得が認められない育休が、2回に分割して取得できるようになるほか、既存の育休と

は別枠で、父親が子の出生後8週間以内に2回まで取得できる

「産後パパ育休」が創設されます。「産後パパ育休」中は、労使協定を締結している場合に限ら

れますが、労働者が合意した範囲で休業中に就業することも可

れません。

また、有期雇用労働者の育休取得要件が緩和され、「引き続

き雇用された期間が1年以上」という要件が削除されました。

2023年4月施行の改正内容

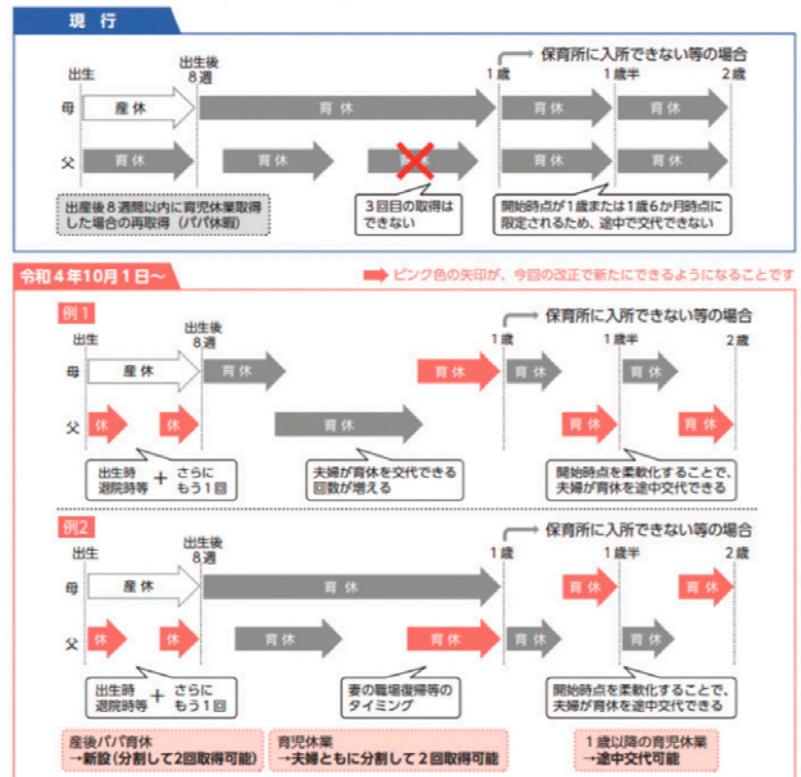
2023年4月施行の改正では、従業員数1,000人超の企業に対し、育休等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。具体的には、男性の「育休等の取得率」または「育児目的休暇の取得率」について、自社のホームページや厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」などで公表する必要があります。

今から準備を

就業規則の見直しや社内体制の整備にあたっては、厚生労働省のホームページに掲載される育児・介護休業等に関する規定の規定例や、個別周知と意向確認を行う場合の様式例、社内研修用の資料や動画などが参考になります。

株式会社百五総合研究所
コンサルティング事業部 経営コンサルティンググループ
TEL 059-228-9105
お問い合わせ

【表3】改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



出典:厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」より抜粋

将来的には中小企業も対象となる可能性があります。取得率が低い企業は子育て支援に尽力企業だと捉えられかねません。今から、育休を取得しやすい環境づくりを進めていくことが重要です。